

米価下落に対する 緊急対策措置を求める意見書

平成26年産米は、国の需要見通しを下回る米の消費実態や平成25年産米の大量持越しにともない、契約・販売の見通しが立たない状況である。

J A全農とちぎにおいては、栃木県の主力銘柄である「コシヒカリ」の平成26年産米に対する概算金が8,000円と昨年の11,800円に比べ3,800円もの大幅な引き下げとなっており、国内各地でも同様の動きが広がっている。

この影響を受け、当座の資金繰りに困窮する稲作農家が出ている。

また、販売見通しが立たず追加払い等の措置が困難な場合、次年度以降の再生産に必要な資金の確保だけでなく、日常生活にも支障をきたしている。

那須町は農業を基幹産業としており、米価下落の影響は稲作農家にとどまらず、那須町全体はもちろんのこと、ひいては日本経済全体にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

以上を踏まえ、稲作農家が安心して生産に取組み、国民に安定した食料を供給できるようにするため、下記のとおり早急に対策を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 経営所得安定対策における「米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）」の交付対象者規模要件の撤廃について、今年度から前倒しで実施するとともに、認定農業者等の要件も廃止することとし、新たにナラシ対策交付対象となりうる生産者に対し、今年度からの制度加入が可能となるよう特例措置を講ずること。
- 2 ナラシ対策については、標準的収入額との差額補てんを基本とするが、今後米価の低水準が定着すれば、補てん基準が下がり農家に対する現行制度への加入が困難となる。「ナラシ対策」に代わる新たな制度の構築を図ること。
- 3 主食用米等の需要と価格の安定のため、総合的・継続的な対策をはかるとともに、担い手の経営安定のため、生産調整の見直しと連動する収入保険制度の早期創設等、万全なセーフティネット対策を講ずること。
- 4 過剰米処理を早期に改善すること。
- 5 主食としての米飯の見直しを国民へ啓発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月15日

栃木県那須町議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
財務大臣
農林水産大臣